



Ⅲ. 事故をおこすと問われる責任と処分



② 刑事処分

加害者が犯した犯罪（死亡、傷害事故による処分）と、道路交通法違反に対して責任を負うこと。（懲役、禁固、罰金刑）

チェック

検察庁からの呼び出しがあるかないかで刑事処分に課せられるか決まる



- 死 亡 ……………懲役刑7年以下・禁固刑+付加点数20点
- 治療期間30日以上
3ヶ月未満の重傷事故……30万～50万円+付加点数9点
- 治療期間15日以上
30日未満の軽傷事故……20万～50万円+付加点数6点
- 治療期間15日未満の軽傷事故……15万～20万円+付加点数4点

罰金のめやす（一方的な原因による場合）



Ⅲ. 事故をおこすと問われる責任と処分



③ 民事賠償

事故が原因で身体や財物に被害があった場合、金銭にて償うこと



チェック

交渉がうまくいかない場合、調停や訴訟になる場合がある

積極損害

入院費用・通院費用など

消極損害

仕事を休んだ損害

慰謝料

精神的、肉体的苦痛

物損事故は適用外

物 損

被害物の損害